

定期監査報告書

第1 監査の対象及び期日

文化産業局【明細は別表のとおり】

第2 監査に当たった監査委員

竹内 道宏，濱田 弘，矢野 周子，大橋 健良

第3 監査の方法

今回の監査は、主として令和3年度に執行された事務のうち、収入、支出、契約等予算の執行及び財産の管理等について、その事務が法令等に従い適正に行われているかどうかを主眼に実施した。監査にあたっては、任意に関係書類を抽出して調査し、必要により関係職員から事情を聴取するとともに、前回の定期監査で検討、改善等を要望した事項が適正に処理されているかについても留意して実施した。また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務処理については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が認められたので必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

記

[観光課]

1. 補助金について

令和2年度倉敷市観光事業団体補助金及び倉敷観光コンベンションビューロー安心して過ごせる観光地づくり推進事業費補助金について、補助金の確定に伴い返還金が発生したが、相手方への返納通知及び納付書送付を行っていないので、戻入未済となっている。この未収金については令和3年10月の監査時点においても未調定のまま通知も収納もされていないので、倉敷市財務規則及び倉敷市補助金等交付規則等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

2. 収入について

バス専用駐車場施設使用料について、令和2年度中に調定し収入すべきものが、翌年度に調定し収納されていたので、適正に処理されたい。

3. 行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過少な使用料を徴していたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例等に従い適正な事務処理をされたい。

[商工課]

1. 行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過少な使用料を徴していたので、倉敷市道路および普通河川等管理条例等関係規程に従い適正な事務処理をされたい。

2. 補助金について

倉敷市商工業活性化イベント推進事業補助金について、補助対象外の事業に対して補助金の交付をしていたので、倉敷市補助金等交付規則及び倉敷市商工業活性化イベント推進事業補助金交付要綱に従い適正な事務処理をされたい。

[労働政策課]

1. 行政財産の目的外使用許可について

水島勤労福祉センターにかかる行政財産の目的外使用許可について、使用料の算定方法に誤りがあり、過少な使用料を徴していたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例に従い適正な事務処理をされたい。

別表

監査の対象	監査の期日	監査の対象	監査の期日
文化振興課	令和3年10月4日	倉敷勤労者体育センター	令和3年10月12日
観光課	令和3年10月12日	水島勤労福祉センター	令和3年10月12日
スポーツ振興課	令和3年10月4日	事業継続支援室	令和3年10月7日
国際課	令和3年10月7日	農林水産課	令和3年10月5日
商工課	令和3年10月7日	耕地水路課	令和3年10月6日
労働政策課	令和3年10月1日	国土調査課	令和3年10月1日

(注) 商工課にはくらしき地域資源推進室，水島港振興室，被災中小企業支援室を含む。

農林水産課には被災農業者支援室を含む。

令和3年11月26日

倉敷市長

伊 東 香 織 様

倉敷市監査委員 竹 内 道 宏

倉敷市監査委員 濱 田 弘

倉敷市監査委員 矢 野 周 子

倉敷市監査委員 大 橋 健 良

定期監査の結果に関する意見について

地方自治法第199条第4項の規定により令和3年10月に実施した文化産業局の定期監査の結果に関して、地方自治法第199条第10項の規定による意見は、次のとおりである。

記

- 1 定期監査における調査項目 行政財産の目的外使用許可について
- 2 監査の対象 行政財産を所管する部署（6課）
- 3 監査日時 令和3年10月1日から12日
- 4 監査の方法 関係書類の抽出調査及び関係職員からの聴取
- 5 監査の結果 改善を要する事項（3件）
- 6 監査意見

今回の定期監査の結果において、行政財産使用料の算定誤りにより過少な使用料を徴している3件の事例のほかに、行政財産の目的外使用許可に係る軽微な事務処理誤りの事例が複数見受けられた。

行政財産の目的外使用許可に係る事務処理については、全庁的に一定水準を確保するとともに滞りなく業務を遂行できるよう、公有財産に係る総合調整及び総括管理を担う部署が統制していく必要がある。

このため、行政財産に係る適正な事務の取扱について全庁に周知するなどの措置を講じられたい。